

# 南会津町景観条例

(逐条解説)

南会津町総合政策課地域振興係

## 《策定理由》

景観法において良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにするものです。

具体的な規制などに関する部分では、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などにおける行為規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業などの支援などについて定めています。

しかし、良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係することから、最も住民に近い基礎自治体である町が中心的な役割を担うべきであると考えられるため、本町独自の条例を定め居住環境の向上と、観光その他の地域間交流による地域活性化を図るためのものです。

## 南会津町景観条例（平成25年南会津町条例第38号）

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 景観計画
  - 第1節 景観計画等
  - 第2節 行為の規制等
  - 第3節 景観重要建造物等
- 第3章 景観形成活動
  - 第1節 景観住民協定及び景観整備・保全計画
  - 第2節 景観形成活動団体
  - 第3節 景観の形成に係る支援等
- 第4章 審議会
- 第5章 雑則
- 附則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な事項を定め、本町が有する自然、歴史、文化等の地域の特性と調和した景観をつくり、育て、守ることにより、町民の生活の向上と地域の活性化に資する良好な景観を次世代へ引き継いでいくことを目的とする。

### 【解説】

景観計画の「目的」「目標と理念」に基づく表記です。

#### ◆南会津町景観計画(案)【抜粋】

##### ・1頁「景観計画の目的」

本町はこれまで景観形成に関わる様々な取り組みを通じて、景観法に基づく景観計画の策定をはじめ、景観に関する諸施策の推進の機運が醸成されてきました。そのため、本町が有する地域の資源、歴史、文化等を明確にし、町民の生活向上及び経済活性化に資する良好な景観形成を誘導するため、景観計画を策定し、本町固有の景観形成を図るものとしします。

##### ・15頁「景観形成の目標と理念」

###### (1) 将来像

###### 「未来へつなぐ、緑と水と町民の暮らしが共生する景観づくり」

本町の人々は、越後山系から連なる帝釈山を最高峰とする山々に囲まれ、これらを水源とする伊南川、阿賀川水系の豊かな自然の恵みとともに暮らしています。明治時代、奥会津を旅したイギリスの女性紀行作家イザベラ・バードは、この地域の自然の素晴らしさを愛でるとともに、自然とともに暮らす先人の生活の厳しさも記しています。明治時代に比べ、現在の町民生活ははるかに豊かになる反面、町民の暮らしを支えてきた野山の自然は荒廃する状況も生まれています。景観は、私たちの暮らしを反映する鏡であり、野山の荒廃は私たちの暮らしと自然のかかわりが薄らいでいく状況ともいえます。

これからは有限である地域資源を大切に活用する循環型社会の発想が重要であり、本町の自然がもたらす農林業等と生活の結びつきを強め、新たな時代にふさわしい人と自然の関係が創り出す景観を、次世代へつなぐことが大切です。このような思いを込めて、「未来へつなぐ、緑と水と町民の暮らしが共生する景観づくり」を将来像とします（図4-1）。

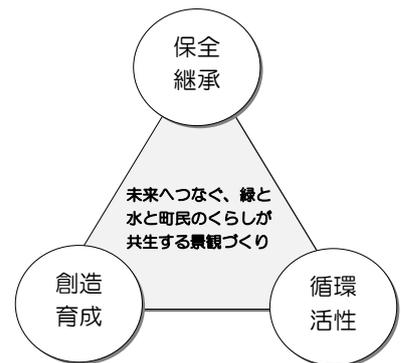


図4-1 将来像と理念

###### (2) 景観形成の理念

###### ① 保全・継承：自然との関わりの中で創り出されてきた景観を保全し継承する。

本町の自然がもたらす四季の景観、歴史や文化を伝える建造物や伝統行事等、豊かな自然と、自然との関わりで形成されてきた景観を保全し、次世代へ継承します。

###### ② 創造・育成：南会津らしい地域性をいかした景観を創造し育成する。

伝統的な構法を活用した住まいづくりや、茅葺き民家の有効活用等、南会津地域特有の技や知恵を現代に生かした景観を創造するとともに、景観づくりの担い手を育成します。

###### ③ 循環・活性：人々の交流と循環型社会による景観を形成する。

町内外の人々の交流を通して、地域の景観を見直し、創造するとともに、環境への負荷の少ない生活への転換を通して新たな景観を形成します。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

【解説】

景観法第7条に規定する用語を使用します。

◆景観法 【抜粋】

第7条 この法律において「景観行政団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この項及び第98条第1項において「指定都市」という。）の区域にあつては指定都市、同法第252条の22第1項の中核市（以下この項及び第98条第1項において「中核市」という。）の区域にあつては中核市、その他の区域にあつては都道府県をいう。ただし、指定都市及び中核市以外の市町村であつて、第98条第1項の規定により第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づく事務（同条において「景観行政事務」という。）を処理する市町村の区域にあつては、当該市町村をいう。

2 この法律において「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

3 この法律において「屋外広告物」とは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

4 この法律において「公共施設」とは、道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

5 この法律において「国立公園」とは自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園を、「国定公園」とは同条第3号に規定する国定公園をいう。

6 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

(町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成を推進するため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、町民及び事業者に対する情報提供等による景観の形成に関する啓発を進めるものとする。

3 町は、町民及び事業者が協働する参加の場づくりに努めるものとする。

4 町は、町民及び事業者が主体的に進める景観の形成に関する取組を積極的に支援するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成を努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に参加し相互に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に与える影響を認識し、地域の特性に応じた景観の形成を図るために必要な配慮に努めるとともに、町が実施する景観の形成に関する施策に積極的に関わり協力するものとする。

【解説】

景観形成において、町民、事業者、行政の協働による取組は重要であることから、景観計画のP41「町民・事業者・行政の役割」を条例で表記します。

◆南会津町景観計画(案)【抜粋】

・41頁「10 景観形成推進方策」

(1) 町民・事業者・行政の役割

本町の自然景観や歴史的・文化的景観を保全、継承し、町の活性化に寄与する新たな景観を創造するためには、町民、事業者、行政の協働による景観づくりが大切です。そのため各主体の役割を明らかにして、景観づくりに取り組みます(図10-1)。

① 町民

- ・町民の日常の暮らしが景観をつくりあげていることを再認識します。
- ・自らの建物や身近な生活場所の維持管理を通して、良好な景観を整備、保全します。
- ・景観づくりの担い手として、地域や町が行う景観づくりの取組に積極的に関わります。

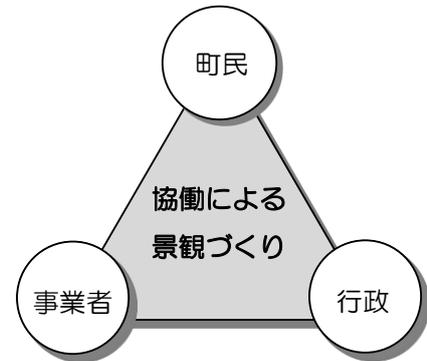
② 事業者

- ・事業者の事業活動が景観をつくりあげていることを再認識します。
- ・自らの事業を通して、地域の特性に応じた景観づくりを積極的に進めます。
- ・地域や町が行う景観づくりの取組に積極的に関わり、景観形成における地域貢献を進めます。

③ 行政

- ・町民及び事業者に対する情報提供等による景観形成の啓発を進めます。
- ・町民、事業者、行政が協働する場づくりを検討します。
- ・町民及び事業者が進める景観形成の取組を積極的に支援します。
- ・景観形成にかかる施策の検討、実施を進めるとともに、県や国に対して協力を要請します。

図 10-1 町民・事業者・行政の協働による景観づくり



## 第2章 景観計画

### 第1節 景観計画等

(策定等の手続)

第6条 町長は、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ南会津町景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画を変更しようとするときにおいて準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

#### 【解説】

南会津町景観計画の策定及び変更に係る案件については、南会津町景観審議会の意見を聴いたうえで決定することを明記しています。

(提案等を行うことができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第22条第2項の認定を受けた団体とする。

## 【解説】

景観法第11条により、住民やNPO団体が提案できることとなっており、その団体を自治体の条例において特定することとします。

本町においては、条例第22条により「景観まちづくり住民団体」として認定を受けた団体とします。

### ◆景観法【抜粋】 第11条

(住民等による提案)

第11条 第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。）を得ている場合に、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、行うものとする。

(景観形成推進地区の指定)

第8条 町長は、次に該当する地区を景観形成推進地区に指定することができる。

- (1) 地域住民の主体的な景観の形成の取組を町が支援する地区
- (2) 町が指定し住民を支援する地区

(景観形成重点地区の指定)

第9条 町長は、地域住民と町との協働により、重点的な景観の形成を進める地区を景観形成重点地区に指定することができる。

## 【解説】

良好な景観形成を推進するにあたり、該当地区住民合意によるルール作りを進める地区を、本町独自に区域指定をするものです。また、当該地区に対しては、可能な支援をしていくことを検討します。

## 第2節 行為の規制等

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て又は干拓

### 【解説】

届出が必要な行為で、規模は「景観計画」で明示しています。

#### ◆景観法 【抜粋】 第16条第1項

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 4 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

(行為の届出)

第11条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

### 【解説】

建築物等の新築又は修繕等の行為の届出に関する事項についての明記であり、手続に係る様式等の詳細は「規則」で定めることとします。

#### ◆景観法 【抜粋】 第16条第1項

(届出及び勧告等)

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあつては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

- (3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

(届出の適用除外行為)

第12条 法第16条第7項第11号の規定による条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第10条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの。ただし、景観形成推進地区及び景観形成重点地区は除く。
  - (2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、規則で定めるもの
  - (3) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
  - (4) 農林漁業を営むために行う土地の形質の変更
- 2 前項のほか、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項に規定する伝統的建造物群保存地区内における行為は、文化財保護法等の関連法、南会津町伝統的建造物群保存地区保存条例等（平成22年南会津町条例第17号）の規定により取り扱うものとする。

**【解説】**

景観計画基準に示された数値以下、若しくは未満の行為について届出の除外にする条文です。重要伝統的建造物群保存地区について、本町の景観計画に明示されていないため、条例において明示し、その他法令上に基づく規制により運用される地区については、規則で定めるものとします。

◆景観法 【抜粋】 第16条第7項

(届出及び勧告等)

第16条 (第1項～第6項まで省略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (4) 景観計画に第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (5) 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (6) 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (7) 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (8) 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等

- (9) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (10) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。））が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- (11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

（特定届出対象行為）

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に規定する届出を要する行為とする。

【解説】

建築物又は工作物に係る行為が景観計画に適合しない場合は、その行為に対し変更命令をすることが可能であることを明記しています。

◆景観法 【抜粋】 第17条第1項  
（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

（助言又は指導）

第14条 町長は、建築物又は工作物の建設等が景観計画に適合しないと認められるときは、これらの行為をしようとする者又はした者に対し、必要な措置をとることを助言又は指導することができる。

【解説】

事業の行為者に対し、景観計画に適合しないと認められた場合には、助言又は指導ができることを明記しています。

(勧告及び公表)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定により必要な措置を取ることを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。

3 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、期限を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 町長は、第2項の規定により公表しようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。この場合において、町長は、前項の意見書の内容を審議会に報告しなければならない。

**【解説】**

届出に係る行為が適合しないと認められ、助言又は指導により改善されない場合は勧告することとします。

◆景観法 【抜粋】 第16条第3項

(届出及び勧告等)

第16条 (第1項～第2項まで省略)

3 景観行政団体の長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。

(変更命令等の手続)

第16条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

**【解説】**

景観法第17条の規定による変更命令を行うときは、南会津町景観審議会の意見を聴き行うことを明記しております。

◆景観法 【抜粋】 第17条

(変更命令等)

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、

当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

- 2 前項の処分は、前条第1項又は第2項の届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。
- 3 第1項の処分は、前条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。
- 4 景観行政団体の長は、前条第1項又は第2項の届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、前条第1項又は第2項の届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。
- 5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくして当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 第3節 景観重要建造物等

(指定又は指定の解除)

第17条 町長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、その所有者及び使用する権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

2 町長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定により景観重要建造物等の指定を解除しようとするときは、前項の規定を準用する。

3 町長は、前2項の規定により指定又は指定の解除をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、所有者等に通知するものとする。

(届出)

第18条 景観重要建造物等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 所有者等の氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 当該景観重要建造物等が滅失し、又はき損したとき。

(管理の方法の基準)

第19条 法第25条第2項の規定により定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持すること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置をとること。
- (3) 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。

2 法第33条第2項の規定により定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木を良好に保全するため、剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置をとること。
- (3) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を報告すること。

#### 【解説】

地域又は地区において良好な景観形成推進のためのランドマークとしての役割を担うため、これらの建造物や樹木を指定することを明記しています。また、その支援については別途検討いたします。

#### ◆景観法 【抜粋】 第19条、第25条、第27条、第28条、第33条、第35条

(景観重要建造物の指定)

第19条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第21条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（景観重要建造物の所有者の管理義務等）

第25条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

（指定の解除）

第27条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第21条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

（景観重要樹木の指定）

第28条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第3項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その全員。次条第2項及び第30条第1項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定は、文化財保護法 の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

（景観重要樹木の所有者の管理義務等）

第33条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第34条 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

（指定の解除）

第35条 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

3 第30条第1項の規定は、前2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

### 第3章 景観形成活動

#### 第1節 景観住民協定及び景観整備・保全計画

(協定及び計画の策定)

第20条 景観計画区域内の一定の区域内にある土地又は建築物等の所有者等は、その地区内における景観の形成を図るため必要な事項について住民相互の景観の形成に関する協定(以下「景観住民協定」という。)を策定し、締結することができる。

2 景観形成推進地区及び景観重点地区は、景観住民協定を策定し、締結するものとする。

3 景観形成重点地区の住民は、景観整備・保全計画を定めることができる。

4 景観住民協定、景観整備・保全計画の策定及び推進を図るために、住民、関係団体、町等で構成する景観協議会を設置することができる。

(景観住民協定の認定)

第21条 景観住民協定を締結したものは、景観住民協定書を作成し、規則で定めるところにより、町長にその認定を求めることができる。

2 町長は、前項の認定を求められた場合においては、景観住民協定書を審査し、その内容が良好な景観の形成に寄与するものであると認めるときは、これを認定しなければならない。

3 景観住民協定を締結した者は、当該景観住民協定において定めた事項を変更し、又はこれを廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に届け出なければならない。

4 町長は、景観住民協定の内容及び運用が、景観計画の趣旨又は景観の形成を図る上で適当でないと認めるときは、第2項の認定を取り消すことができる。

5 町長は、景観住民協定を認定し又は、取り消そうとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

#### 【解説】

景観形成推進地区又は景観重点地区を指定しようとする場合、当該地区住民の合意のため、景観住民協定を策定及び締結し、その協定に対し認定の申出があった場合、審査し認定できることを明記しています。また、その変更等について併せて明記しています。

#### 第2節 景観形成活動団体

(景観まちづくり住民団体の認定)

第22条 景観計画地域内の一定の地域において良好な景観の形成とまちづくりの推進を図る活動を自主的に取り組む団体は、規則で定めるところにより、景観まちづくり住民団体(以下「景観住民団体」という。)として認定するよう町長に申請することができる。

2 町長は、前項の申請をした団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、景観住民団体として認定しなければならない。

3 景観住民団体は、その名称、代表者名又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

4 町長は、景観住民団体が第2項に規定する要件に該当しない又は景観住民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

5 町長は、景観住民団体を認定し、又は取り消そうとするときは、必要に応じ、審議会の意見を聴くものとする。

**【解説】**

良好な景観形成を独自に進める団体があり、景観住民団体として認定の申請があった場合、審査し認定できることを明記しております。

第3節 景観の形成に係る支援等

(景観住民協定等に係る支援)

第23条 町長は、景観形成推進地区内及び景観形成重点地区内において、景観住民協定の認定を受けたものが、景観の形成に寄与すると認められる行為に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

**【解説】**

景観住民協定を認定された団体（集落）が景観形成の推進に寄与する行為に対し、人的、金銭的な支援について明記したもので、その支援については、別途検討します。

(景観住民団体に係る支援)

第24条 町長は、景観住民団体の景観の形成に寄与すると認められる活動に対し技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその活動に要する費用の一部を助成することができる。

**【解説】**

景観形成の推進に寄与する団体の活動に対し、人的、金銭的な支援について明記したもので、その支援については、別途検討します。

(景観の形成に係る助成等)

第25条 町長は、前2条の規定による支援のほか、景観重要建造物等の保全等、景観の形成のために特に必要と認められる行為に対し、技術的支援を行い、又は予算の範囲内においてその行為に要する費用の一部を助成することができる。

**【解説】**

その他の景観形成に係る行為に対し人的、金銭的な町の支援について明記したもので、その支援については、別途検討しています。

(表彰)

第26条 町長は、景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 町長は、優れた景観の形成に貢献している個人、団体等を表彰することができる。

3 町長は、前2項の表彰について、他の団体と共同で行うことができる。

**【解説】**

良好な景観形成を進める団体等に対する表彰を行うことで、景観形成を推進するための啓発活動の一環とすることを目的に、条例においてその活動に対する表彰の規定を明記しています。

## 第4章 審議会

### (審議会の設置)

第27条 景観の形成に関する重要な事項を審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に係る事項を調査審議する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

良好な景観形成の推進に係る決定機関である景観審議会の設置について明記しています。運営等の詳細に関しては規則で明記します。

## 第5章 雑則

### (経過措置)

第28条 景観計画において景観計画区域又は法第8条第2項第3号に規定する事項（以下この条において「制限事項」という。）を変更する際、現に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がされている行為であって、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

#### 【解説】

当町の景観条例及び景観計画の施行以前に、県の景観条例及び景観計画により届出がされた行為に対して、変更等の措置を講じることがないことを明記しています。

### (委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【解説】

運用に関する詳細な事項は規則で定めることを明記しています。

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第27条の規定は、平成26年2月1日から施行する。

#### 【解説】

本条例の施行は平成26年4月1日からとするが、景観計画を公示し4月1日から施行するため条例第27条に規定する審議会の設置、及び条例第6条に規定する景観計画の策定等については、事前に施行し進めていくものです。

別表（第 12 条関係）

法第 16 条第 7 項第 11 号の規定に基づく届出を要しない行為

(1) 法第 16 条第 1 項第 1 号関係（建築物）

行為の種類	規模
新築、増改築又は移転	高さ 10 メートル以下かつ建築面積 500 平方メートル以下
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が 10 平方メートル以下

(2) 法第 16 条第 1 項第 2 号関係（工作物）

行為の種類	規模
ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ 5 メートル以下
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）	高さ 10 メートル以下
ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ 20 メートル以下
カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ 10 メートル以下かつ築造面積の合計が 1,000 平方メートル以下
キ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	
コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	

(3) 法第 16 条第 1 項第 3 号関係（開発行為）

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下

(4) 法第 16 条第 1 項第 4 号関係（その他条例で定める行為）

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 3 メートル以下かつ堆積の用に供される土地の面積 500 平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積 3,000 平方メートル以下かつ法面の高さ 5 メートル以下又は延長 10 メートル以下